厚生労働大臣 小 宮 山 洋 子 殿 抗がん剤等による健康被害の救済に関する検討会座長 森 嶌 昭 夫 殿

薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4 AM ビル 4 階 TEL.03-3350-0607 FAX.03-5363-7080 URL http://www.yakugai.gr.jp

抗がん剤副作用被害救済制度の創設を求める要望書

第1 要望の趣旨

抗がん剤副作用被害救済制度の創設を求めます。

第2 要望の理由

1 医薬品副作用被害救済制度は、多くの患者に治療上の利益をもたらす一方、 副作用被害が発生することを避けられないという医薬品の特性に鑑み、薬害 スモン事件の被害者運動の成果として、公平と被害者救済の観点から、19 79年に創設された制度です。

創設時には生物由来製品と抗がん剤が適用対象から除外されていましたが、生物由来製品は、薬害エイズ事件及び薬害ヤコブ事件の教訓を踏まえた生物由来製品感染等被害救済制度の創設により、2004年から救済の対象となりました。

しかし、抗がん剤は依然として対象から除外されたままです。

がんは日本人の約半数が罹患し、死亡原因の3分の1を占めつつあり、が ん治療において抗がん剤が欠かせないものとなっています。副作用被害救済 制度の趣旨に照らせば、抗がん剤を救済の対象から除外する理由はありませ ん。制度の創設は、被害者救済のみならず、抗がん剤の安全性確保にも役立 ちます。 2 抗がん剤を対象とした副作用被害救済制度創設については、歴代の厚生労働大臣が実行を約束した「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の「最終提言」においても指摘されています。

また、厚生労働省が、薬害イレッサ事件に関する東京及び大阪地方裁判所の和解勧告を拒絶するに当たっても、当時の細川厚生労働大臣が、抗がん剤を対象とする救済制度創設を検討する旨を表明しています。

小宮山厚生労働大臣は、抗がん剤救済制度の創設について、「政策上の課題だと受け止めていますので、十分に検討を尽くすべき」(7月13日閣議後記者会見)と述べていますが、ここに至るまでの上記の経過等に照らせば、厚生労働省には、本制度の創設に向け最大限の努力をする責務があるというべきです。

3 厚生労働省における副作用被害救済制度創設の検討は、「抗がん剤等による健康被害の救済に関する検討会」において行われてきました。

ところが、本検討会では、次回第11回検討会においてとりまとめ案の検 討をすることが予定され、具体的な制度の設計についての検討や提案がない ままに、審議を終了させる可能性も指摘されています。

確かに、制度創設には、制度設計の前提となる副作用数の把握や、副作用の判定等さらに調査検討すべき課題がありますが、これらはいわば折り込み済みの課題というべきであり、必要とあらば、ワーキングチームや研究班を設置して報告を求めるなどして、制度創設のための審議を尽くすべきです。

4 以上により、抗がん剤副作用被害救済制度の創設を求めます。